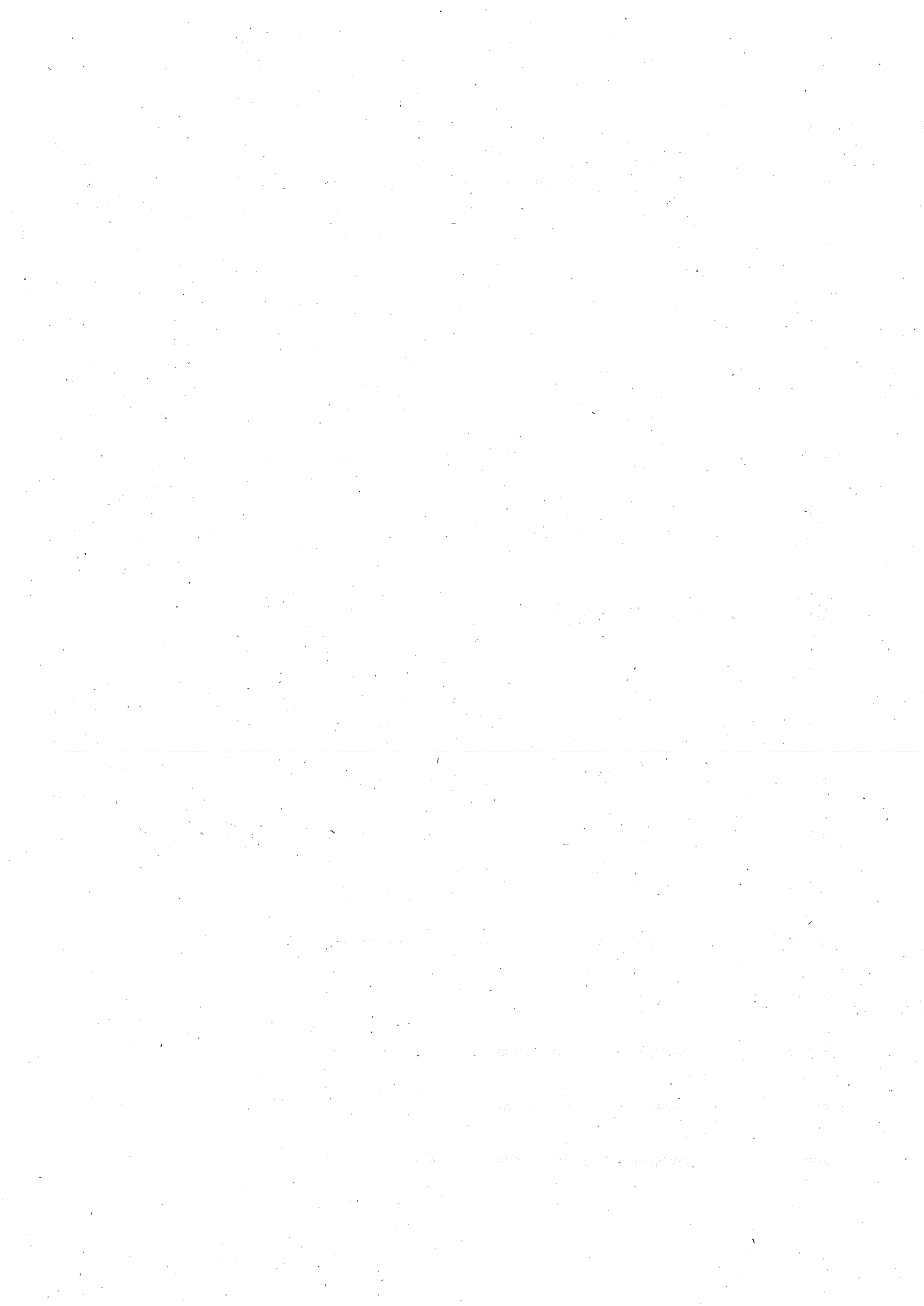


平成29年12月
平成29年第4回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第24号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	1
報告第25号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	5
議案第94号	平成29年度栃木市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第95号	平成29年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第96号	平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第97号	平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定） 補正予算（第3号）	別冊
議案第98号	平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第1号）	別冊
議案第99号	平成29年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第100号	平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第101号	栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の制定について	9
議案第102号	栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例の制定について	14
議案第103号	栃木市立小中学校教科用図書選定委員会条例の制定について	19
議案第104号	小山市との公の施設の相互利用の実施に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について	22
議案第105号	栃木市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第106号	栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第107号	栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	39

議案第 108 号	栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 109 号	栃木市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	48
議案第 110 号	栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	50
議案第 111 号	栃木市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について	55
議案第 112 号	栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	66
議案第 113 号	栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	68
議案第 114 号	栃木市総合計画後期基本計画について	71
議案第 115 号	財産の処分について	72
議案第 116 号	指定管理者の指定について（とちぎ山車会館）	73
議案第 117 号	指定管理者の指定について（とちぎ蔵の街観光館）	74
議案第 118 号	指定管理者の指定について（栃木市倭町駐車場）	75
議案第 119 号	指定管理者の指定について（栃木市大平まちづくり交流センター）	76
議案第 120 号	指定管理者の指定について（栃木市岩舟農村環境改善センター）	77
議案第 121 号	指定管理者の指定について（栃木市いわふねフルーツパークセンター）	78
議案第 122 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	79
議案第 123 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	80
議案第 124 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	81



専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年9月14日

栃木市長 鈴木俊美

平成29年7月19日、栃木市城内町2丁目地内において発生した公用車による交通事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市平柳町1丁目地内居住者

2 損害賠償の額

205,468円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

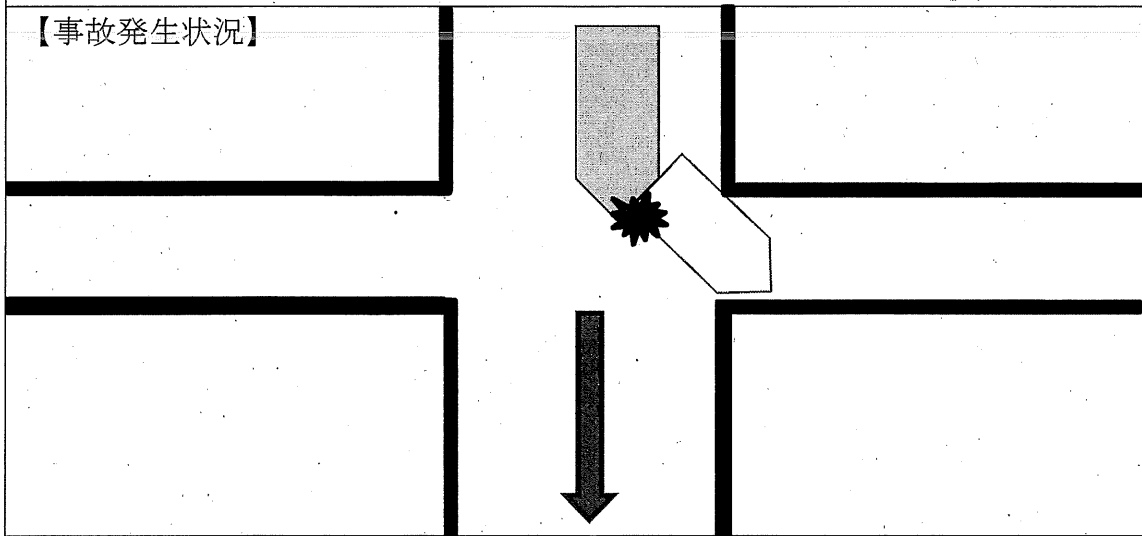
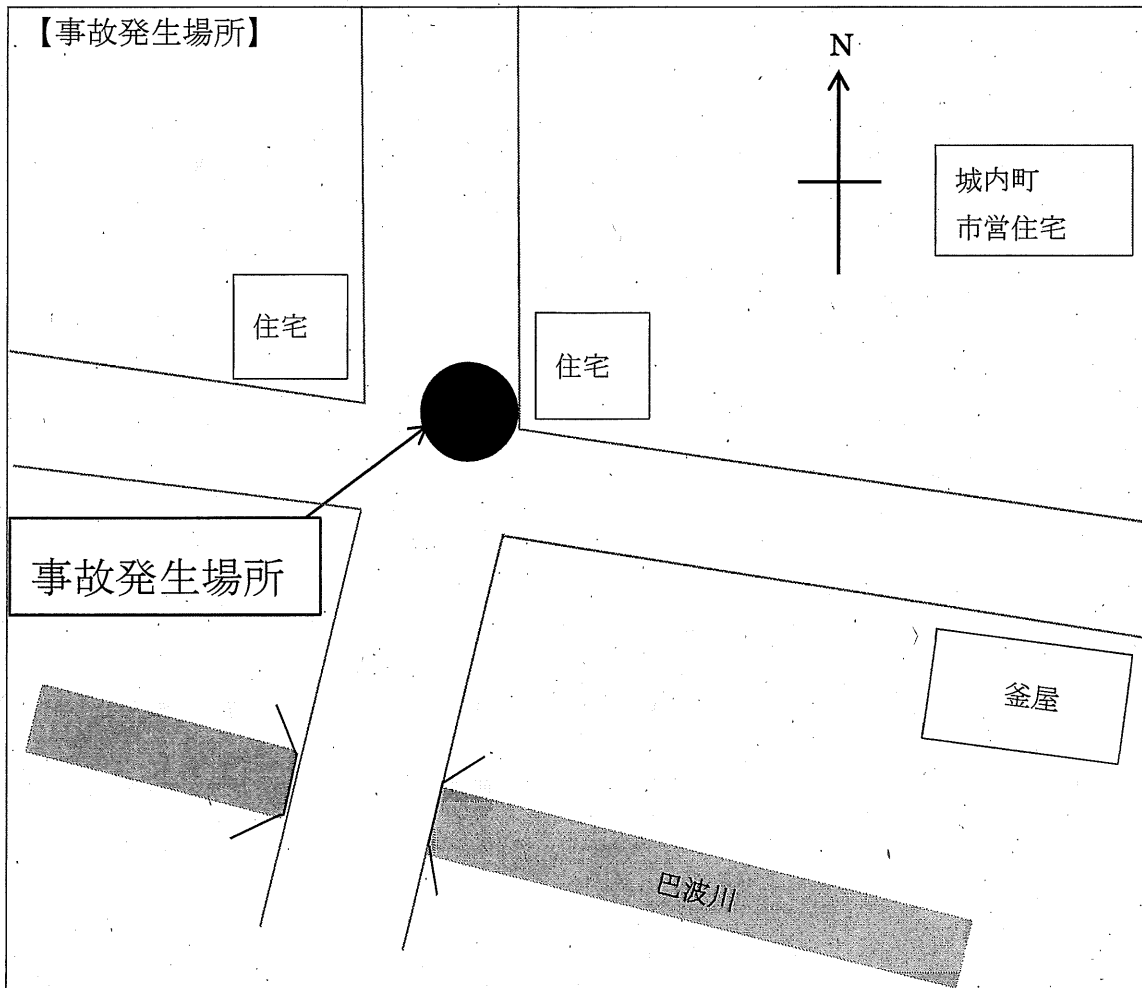
2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

- 1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 2 以下略



城内町2丁目付近の十字路において、公用車の前方を走行していた車両が左折しようとした際、左折先に車が停車していたため急停車したところ、公用車が追突した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

平成 29 年 12 月 1 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年10月20日

栃木市長 鈴木俊美

平成29年9月8日、栃木市平柳町2丁目地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市湊町地内居住者

2 損害賠償の額

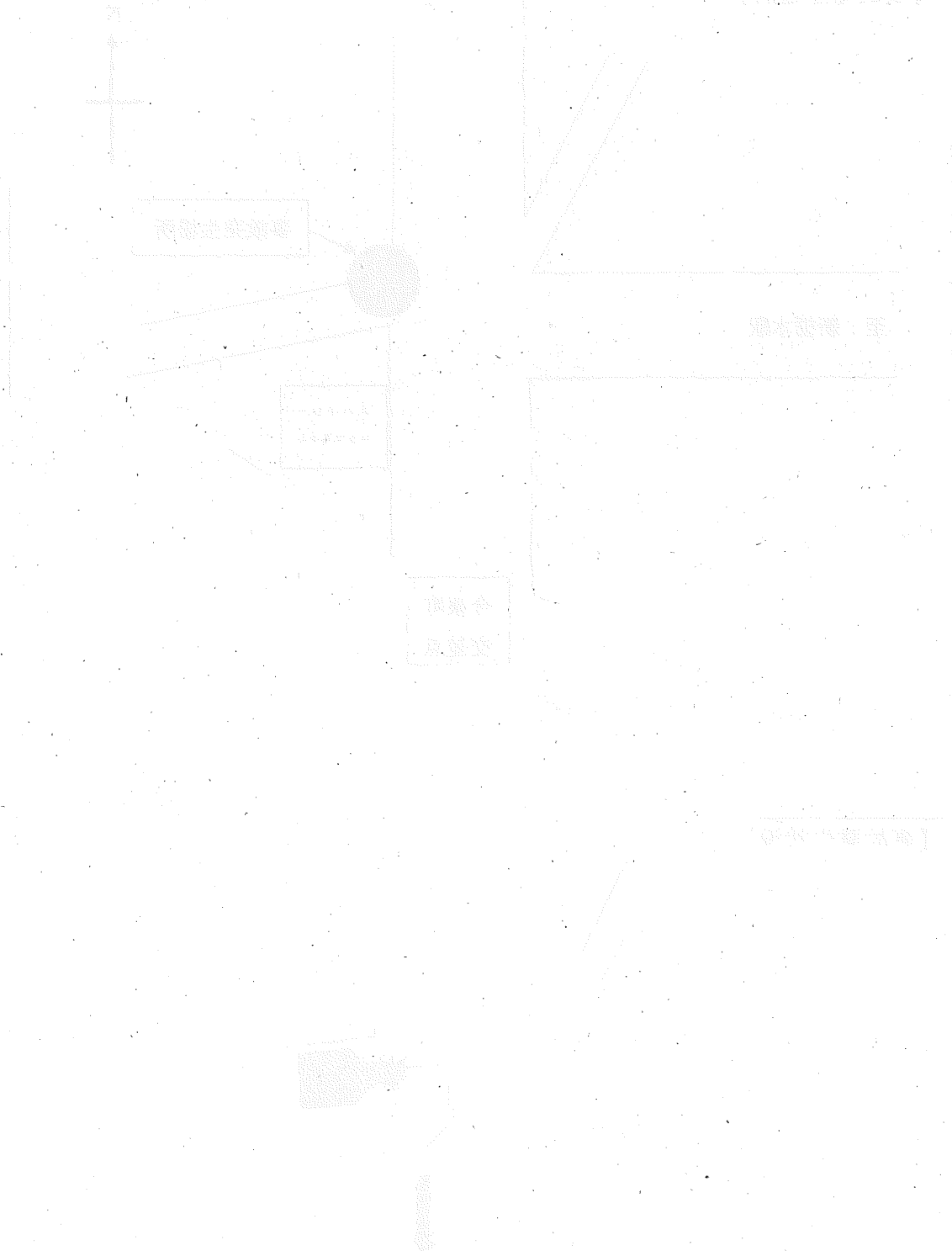
101,088円

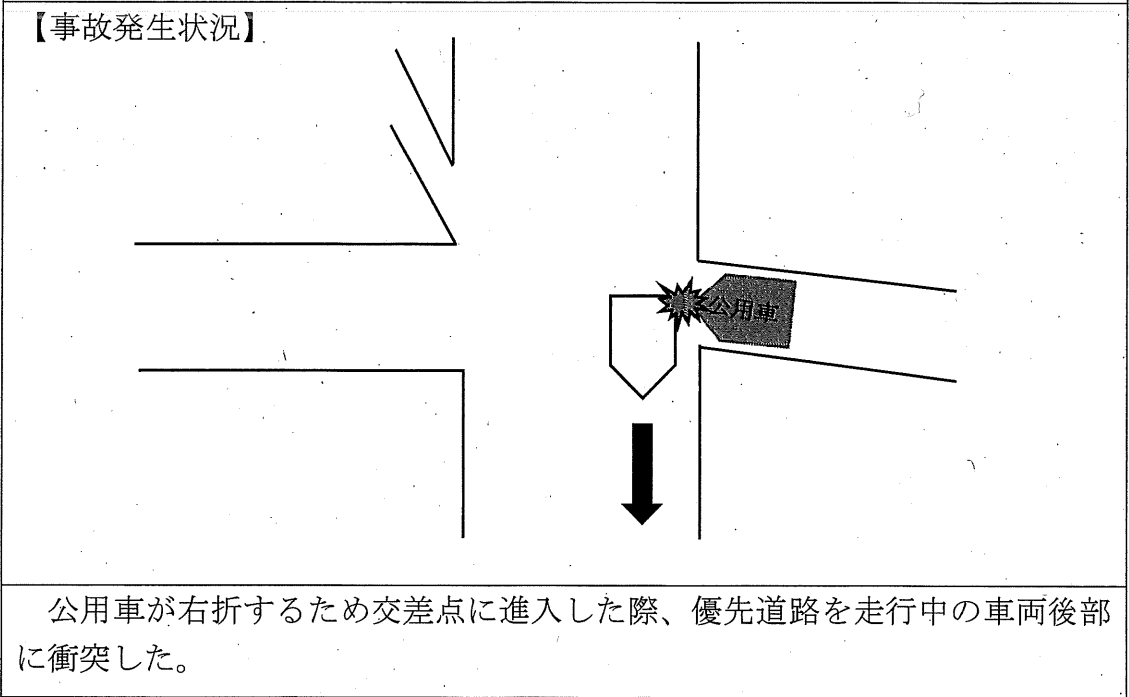
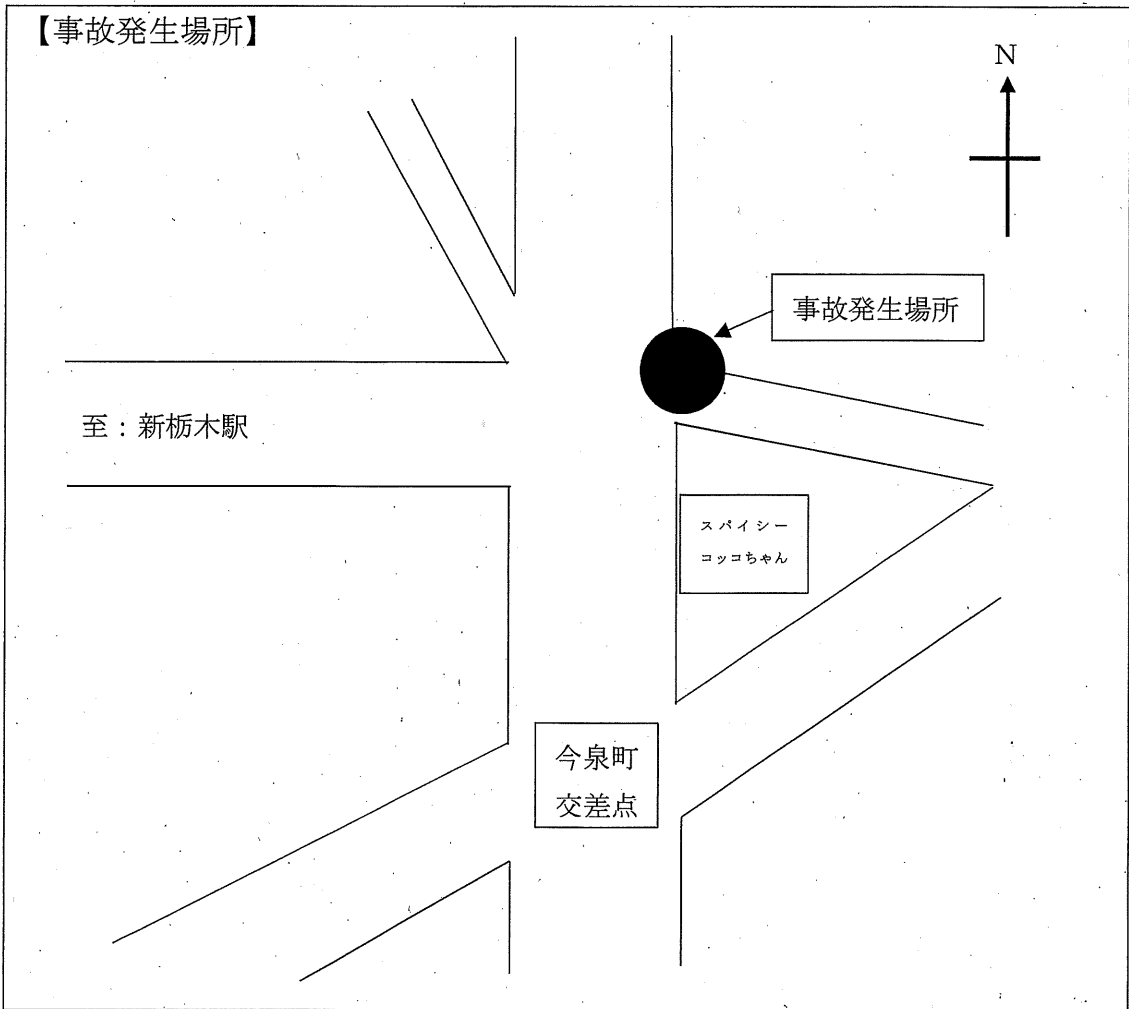
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

報告第24号と同じ。





栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の制定について

栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例を次のように制定するものとする。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例

(設置)

第1条 渡良瀬遊水地の保全及び渡良瀬遊水地が有する資源の賢明な利用を促進するとともに、渡良瀬遊水地を舞台とした人と自然の楽園である仮想の国ハートランドの魅力を伝えるため、栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城（以下「ハートランド城」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ハートランド城の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城

位置 栃木市藤岡町藤岡1218番地1

(事業)

第3条 ハートランド城は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 渡良瀬遊水地に関する資料の展示及び解説に関すること。
- (2) 渡良瀬遊水地に関する学習のために必要な助言に関すること。
- (3) 渡良瀬遊水地の有する資源の利活用に関すること。
- (4) その他ハートランド城の設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第4条 ハートランド城の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 ハートランド城の休館日は、12月29日から翌年1月3日までの

日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(職員)

第6条 ハートランド城に、必要な職員を置くことができる。

(利用の承認)

第7条 ハートランド城を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、ハートランド城の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用承認の制限)

第8条 市長は、ハートランド城の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを承認しない。

- (1) ハートランド城の設置の目的を達成するための研修、講習その他これらに準ずる利用でないとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) ハートランド城の施設又は備品(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 専ら営利を目的として利用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ハートランド城の管理上支障があるとき。

(使用料)

第9条 第7条第1項の規定によりハートランド城の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 利用期日の2日前までに、その利用を取りやめたとき。

(目的外利用等の禁止)

第12条 利用者は、利用承認を受けた目的以外にハートランド城を利用し、又はその利用権を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用承認の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がハートランド城の管理上必要と認めるとき。

2 前項の規定に基づく処分により、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、その利用が終了したとき、又は前条第1項の規定により利用承認を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければ

ならない。

(損害賠償の義務)

第15条 ハートランド城の施設等を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区分	使用料
研修室1	1時間につき 100円
研修室2	1時間につき 100円

備考

- 1 市外の者(市内事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。
- 2 利用時間が単位未満であるとき、又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。

栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例の制定について

栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例を次のように制定するものとする。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例

(目的)

第1条 この条例は、道路等における喫煙に関するマナーの推進に関し、市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、路上喫煙マナーアップ推進区域及び路上喫煙禁止区域を指定することにより、市民等の身体及び財産の安全を確保し、快適な生活環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 道路等 道路、公園、広場その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる場所を除く。）をいう。
- (4) 路上喫煙 道路等においてたばこ（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第2条第1項第1号に規定する製造たばこをいう。以下同じ。）を吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内において、当該自動車の外に喫煙によるたばこの煙が流出することなく、当該行為を行うことを除く。

- (5) 喫煙マナー 歩きながらたばこを吸う行為、火の付いたたばこ又はたばこの吸い殻を道路等に捨てる行為その他の他人に迷惑を及ぼす喫煙及び生活環境に悪影響を及ぼす喫煙に係る行為をしないよう努めることをいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、路上喫煙をする場合は、喫煙マナーを守らなければならない。

- 2 市民等は、市が実施する喫煙マナーの推進に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、従業員その他事業活動を行う者に対し、喫煙マナーの向上を図るための指導及び助言を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する喫煙マナーの推進に関する施策に協力するものとする。

- 3 たばこの製造及び販売事業を行う者は、喫煙マナーの向上のための自主的な取組を実施し、喫煙マナーの推進を図るよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、喫煙マナーの推進のために必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、市民等又は事業者が行う喫煙マナーの向上に関する活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(路上喫煙マナーアップ推進区域)

第6条 市長は、市民等の通行が多い道路等のうち特に喫煙マナーの向上を図る必要があると認める区域を路上喫煙マナーアップ推進区域（以下

「推進区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、推進区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の規定は、推進区域の変更及び指定の解除について準用する。

(推進区域における施策の実施等)

第7条 市長は、推進区域において喫煙マナーの向上により誰もが快適に過ごすことができる生活環境の実現に向けた施策を重点的に実施するものとする。

2 市民等は、推進区域において路上喫煙をする場合は、備付けの灰皿のある喫煙場所において喫煙し、又は携帯灰皿を使用し、周囲の者に迷惑にならないように十分に配慮しなければならない。

(路上喫煙禁止区域)

第8条 市長は、推進区域のうち市民等の通行が特に多い区域及び火災予防に必要な伝統的な建造物の残る区域を路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該禁止区域に標識を設置する等により周知を図らなければならない。

3 前項の規定は、禁止区域の変更及び指定の解除について準用する。

(禁止区域における路上喫煙の禁止)

第9条 市民等は、禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙場所として指定した場所においては、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木市立小中学校教科用図書選定委員会条例の制定について

栃木市立小中学校教科用図書選定委員会条例を次のように制定するものとする。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市立小中学校教科用図書選定委員会条例

(設置)

第1条 栃木市立小学校及び中学校において使用する教科用図書の公正かつ適正な採択に資するため、栃木市立小中学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、教科用図書の選定について調査及び検討を行い、その結果を答申する。

(組織)

第3条 選定委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 選定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 児童又は生徒の保護者

(3) 栃木市立小学校及び中学校の校長及び教員

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から教科用図書の採択が終了する日までとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小山市との公の施設の相互利用の実施に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

小山市との公の施設の相互利用の実施に伴う関係条例の整理に関する条例
を次のように制定するものとする。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

小山市との公の施設の相互利用の実施に伴う関係条例の整理に
関する条例

次に掲げる条例の規定中「下都賀郡野木町」を「小山市、下都賀郡野木町」
に改める。

- (1) 栃木市勤労者体育センター条例（平成22年栃木市条例第111号）
別表備考1
- (2) 栃木市渡良瀬の里条例（平成22年栃木市条例第125号）別表備考
3
- (3) 栃木市老人福祉センター条例（平成22年栃木市条例第143号）別
表第2備考2
- (4) 栃木市勤労者総合福祉センター条例（平成22年栃木市条例第168
号）別表備考1
- (5) 栃木市体育施設条例（平成22年栃木市条例第223号）別表第2備
考1

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（栃木市勤労者体育センター条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 改正後の栃木市勤労者体育センター条例の規定は、この条例の施行の日
以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料について
は、なお従前の例による。

（栃木市渡良瀬の里条例の一部改正に伴う経過措置）

3 改正後の栃木市渡良瀬の里条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市老人福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

4 改正後の栃木市老人福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正後の栃木市勤労者総合福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

6 改正後の栃木市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

栃木市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市部設置条例の一部を改正する条例

栃木市部設置条例（平成22年栃木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「建設水道部」を「建設部」に改める。

第2条第8号中「建設水道部」を「建設部」に改め、同号ウを削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市税条例の一部を改正する条例

栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加え

る。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を

加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を」（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、
2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項

並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分」を「^{あん}按分」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分」を「按分」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第7項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第12項を削り、同条第13項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第13項とし、同項の次に次の2項を加える。

14 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2と

する。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第1.2項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

- (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「もの」に限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが相当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定及び附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、平成31年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の栃木市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条ただし書に規定する改正規定による改正後の栃木市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（以下「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

栃木市都市計画税条例（平成22年栃木市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第6項を削る。

附則第18項を附則第19項とする。

附則第17項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改め、同項を第18項とする。

附則第16項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第1

1 項とする。

附則第 9 項を附則第 10 項とし、附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 4 2 項」を「附則第 15 条第 3 9 項」に改め、同項を附則第 6 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

（法附則第 15 条第 4 4 項の条例で定める割合）

7 法附則第 15 条第 4 4 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

（法附則第 15 条第 4 5 項の条例で定める割合）

8 法附則第 15 条第 4 5 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の栃木市都市計画税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 28 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

栃木市道路占用料徴収条例（平成22年栃木市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

- (3) 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

別表中

430	を	440	に、
660		680	
900		920	
390		400	
620		630	
850		870	
39		40	

380	「	390	」
230		240	
770		790	
320		330	

1, 9 0 0
7 7 0
1 6
2 3
3 5
4 6
7 0
9 3
1 6 0
2 3 0
4 6 0
7 7 0
Aに0. 0 0 4 を乗じて得た額
Aに0. 0 0 7 を乗じて得た額
Aに0. 0 0 8 を乗じて得た額
9 3 0
5 6 0
7 7 0
1 9
1 9 0

を

1, 7 0 0
7 9 0
1 7
2 4
3 6
4 7
7 1
9 5
1 7 0
2 4 0
4 7 0
7 9 0
Aに0. 0 0 5 を乗じて得た額
Aに0. 0 0 8 を乗じて得た額
Aに0. 0 1を 乗じて得た額
8 7 0
5 2 0
7 9 0
1 7
1 7 0

に、

190
1,900
620
19
190
19
190
1,900
930
770
190
77

170
1,700
630
17
170
17
170
1,700
870
790
170
79

政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額

を

政令第7条第	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を	占有面積1平方メートル	Aに0.017を乗じて得た額
--------	-----------------------------	-------------	----------------

掲げる施設	8号に除く。)に設けるもの		ルにつき1 年		
	上空に設けるもの			Aに0.024を 乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を 乗じて得た額	に、
		階数が2のもの		Aに0.008を 乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗 じて得た額	
その他のもの		Aに0.034を 乗じて得た額			

Aに0.016 を乗じて得た額
Aに0.011 を乗じて得た額
Aに0.02を 乗じて得た額
Aに0.011 を乗じて得た額
Aに0.016 を乗じて得た額
Aに0.02を

を

Aに0.017 を乗じて得た額
Aに0.012 を乗じて得た額
Aに0.024 を乗じて得た額
Aに0.012 を乗じて得た額
Aに0.017 を乗じて得た額
Aに0.024

に

乗じて得た額
Aに0.028
を乗じて得た額
Aに0.028
を乗じて得た額
Aに0.016
を乗じて得た額
Aに0.02を
乗じて得た額
Aに0.028
を乗じて得た額

を乗じて得た額
Aに0.034
を乗じて得た額
Aに0.034
を乗じて得た額
Aに0.017
を乗じて得た額
Aに0.024
を乗じて得た額
Aに0.034
を乗じて得た額

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の栃木市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

栃木市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

栃木市法定外公共物管理条例（平成22年栃木市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第3号を次のように改める。

- (3) 面積、体積若しくは長さが0.01平方メートル、0.01立方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積、体積若しくは長さに0.01平方メートル、0.01立方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積、全体積若しくは全長又はその端数の面積、体積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の栃木市法定外公共物管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき使用料及び採取料について適用し、施行日前に徴収すべき使用料及び採取料については、なお従前の例による。

栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市公園条例の一部改正)

第1条 栃木市公園条例（平成22年栃木市条例第191号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

サッカー場	を
スポーツふれあいセンター	
「	
サッカー場	に
」	

改める。

(栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正)

第2条 栃木市公園有料公園施設に関する条例（平成22年栃木市条例第192号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

サッカー場	を
スポーツふれあいセンター	
「	
サッカー場	に、
」	

次に掲げる日を除く毎日

- (1) 月曜日（祝日を除く。）
- (2) 祝日の翌日
- (3) 12月28日から翌年1月4日までの日

※祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

を

1月4日から12月28日まで

に、

午前9時から午後5時まで

午前9時から午後5時15分まで

を

午前9時から午後5時まで

に、

次に掲げる日を除く毎日

- (1) 月曜日、第2火曜日（祝日を除く。）
- (2) 祝日の翌日（翌日が土曜日、日曜日及び祝日に当たるときを除く。）

を

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

※祝日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

1月4日から12月28日まで

に

改める。

別表第2の1栃木市総合運動公園の項及び2大平運動公園の項中「下都賀郡野木町」を「小山市、下都賀郡野木町」に改め、同表の3藤岡渡良瀬運動公園の項中

サッカー場	スポーツ	1時間につき 500円
	集会等	1時間につき 1,250円
	営利等	1時間につき 5,000円
スポーツふれあいセンター	シャワー	1回につき 100円

を

サッカー場	スポーツ	1時間につき 500円
	集会等	1時間につき 1,250円
	営利等	1時間につき 5,000円

に、

「下都賀郡野木町」を「小山市、下都賀郡野木町」に改め、「及びシャワー」を削り、同表の4ファミリーパークの項から6栃木市都賀聖地公園の項までの規定中「下都賀郡野木町」を「小山市、下都賀郡野木町」に改め、同表の7西方総合公園の項中「下都賀郡野木町」を「小山市、下都賀郡野木町」に、「テスニコート」を「テニスコート」に改め、同表の8岩舟総合運動公園の項中「下都賀郡野木町」を「小山市、下都賀郡野木町」に、「2倍」を「1.5倍」に改め、同項の表備考に次のように加える。

- 3 野球場、陸上競技場、サッカー場及びゲートボール場を、入場料（入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。）を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 改正後の栃木市公園有料公園施設に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 1 1 1 号

栃木市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

栃木市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(栃木市情報公開条例の一部改正)

第1条 栃木市情報公開条例（平成22年栃木市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者の職務」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限」に改める。

(栃木市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 栃木市個人情報保護条例（平成22年栃木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者の職務」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限」に改める。

(栃木市職員定数条例の一部改正)

第3条 栃木市職員定数条例（平成22年栃木市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び水道事業管理者」を「並びに水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の管理者」に改める。

第2条第1項第1号中「995人」を「960人」に改め、同項第9号中「水道事業」を「上下水道事業」に、「35人」を「70人」に改める。

(栃木市特別会計条例の一部改正)

第4条 栃木市特別会計条例（平成22年栃木市条例第63号）の一部を次のように改正する。

本則中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とする。

(栃木市下水道条例の一部改正)

第5条 栃木市下水道条例（平成22年栃木市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第3条第2号中「規則」を「企業管理規程」に改め、同条第3号中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第4号中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に、「規則」を「企業管理規程」に改める。

第6条中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「規則」を「企業管理規程」に改める。

第9条中「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第14条中「市長」を「管理者」に改める。

第15条第1項及び第16条中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第17条第1項、第18条第1項並びに第19条第1項第2号、第2項ただし書及び第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第20条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第21条、第24条及び第25条中「市長」を「管理者」に改める。

第28条及び第30条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第33条中「市長」を「管理者」に改める。

第34条第3号及び第5号、第35条第1号、第36条第2号並びに第38条第6号中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第41条第1項及び第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第42条中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第43条及び第44条中「市長」を「管理者」に改める。

第45条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

(栃木市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第6条 栃木市下水道事業受益者負担に関する条例（平成22年栃木市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第3条及び第5条中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項及び第3項中「市長」を「管理者」に改め、同条第4項ただし書を削る。

第12条中「規則」を「企業管理規程」に改め、同条を第14条とする。

第11条第1項及び第4項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第11条とする。

第8条第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第10条とする。

第7条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(負担金の納期)

第7条 負担金の納期は、各年度4期に区別して行うものとする。

(負担金を一括納付する場合の負担金の額の特例)

第8条 受益者は、前条第4項の規定にかかわらず、到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付すること(以下「一括納付」という。)を申し出ることができる。この場合において、申出の際に納期でないときは、申出後最初に到来する納期に係る負担金を、到来した納期に係る負担金とみなす。

2 管理者は、前項の規定により受益者が一括納付をするときは、負担金の額を減額することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金の額を減額しない。

(1) 当該受益者に係る負担金のうち未納の負担金があるとき。

(2) 第9条第2項の規定により負担金の減額又は減免を受けたとき。

3 前項の規定により管理者が減額する額は、一括納付をする負担金の額から到来した納期に係る負担金の額を減じた額に、別表の左欄に掲げる納期前に納付する納期数(第1項後段の規定により到来した納期とみなされた納期を除く。)に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる減額率を乗じて得た額とする。

4 前項の規定により算出した額に10円未満の端数があるときは、その

端数金額を切り捨てるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 8 条関係）

納期前に納付する納期数	減額率（％）
1	1
2	1. 5
3	2
4	2. 5
5	3
6	3. 5
7	4
8	4. 5
9	5
1 0	5. 5
1 1	6
1 2	6. 5
1 3	7
1 4	7. 5
1 5	8
1 6	8. 5
1 7	9
1 8	9. 5
1 9	1 0

（栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正）

第 7 条 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例（平成 2 2 年栃木市条例第 1 9 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表栃木市西方西部地区農業集落排水処理施設の項中「栃木市西方町元 1 1 0 4 番地 1」を「栃木市西方町元 2 1 8 5 番地 1」に改め、同表栃木市西方本郷金井地区農業集落排水処理施設の項中「栃木市西方町金

井1000番地」を「栃木市西方町金井1847番地」に改める。

第4条第1項中「規則」を「企業管理規程」に改め、同条第2項ただし書中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第5条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条から第9条まで並びに第10条第1項及び第4項中「市長」を「管理者」に改める。

第11条第1項ただし書中「規則」を「企業管理規程」に改め、同条第2項ただし書及び第2号並びに第3項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第14条から第16条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第18条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

（栃木市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正）

第8条 栃木市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例（平成22年栃木市条例第196号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第3条、第4条第1項、第2項及び第4項ただし書、第5条第1項及び第2項並びに第6条から第9条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第10条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

（栃木市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第9条 栃木市水道事業の設置等に関する条例（平成22年栃木市条例第2

29号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 下水を排除し、処理することにより、市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、栃木市下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下「下水道事業」という。)を設置する。

第7条第1項中「管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に、「額に」を「額の」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に、「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)」を「政令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、「(以下「管理者」という。)」を削り、「建設水道部」を「上下水道局」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 給水区域は、次に掲げる区域を除く栃木市の区域とする。

- ア 柳原町の一部
- イ 大光寺町の一部
- ウ 都賀町家中の一部
- エ 藤岡町内野
- オ 藤岡町下宮

(2) 給水人口は、145,500人とする。

(3) 1日最大給水量は、70,700立方メートルとする。

3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業

ア 排水区域は、栃木市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

イ 排水人口は、112,220人とする。

ウ 1日最大汚水量は、61,830立方メートルとする。

(2) 農業集落排水事業

ア 排水区域は、栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例（平成22年栃木市条例第195号）第2条に規定する農業集落排水処理施設の処理区域とする。

イ 排水人口は、10,540人とする。

ウ 1日最大処理能力は、2,844立方メートルとする。

第2条第4項を削り、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（法の全部適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。

以下「政令」という。)第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(栃木市水道事業給水条例の一部改正)

第10条 栃木市水道事業給水条例(平成22年栃木市条例第232号)の一部を次のように改正する。

第2条中「栃木市水道事業の設置等に関する条例」を「栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「第2条第2項」を「第3条第2項第1号」に改める。

第41条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

(栃木市債権管理条例の一部改正)

第11条 栃木市債権管理条例(平成24年栃木市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「水道事業管理者の職務」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限」に改める。

(栃木市パブリックコメント手続条例の一部改正)

第12条 栃木市パブリックコメント手続条例(平成27年栃木市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者の職務」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限」に改める。

(栃木市農業集落排水基金条例の廃止)

第13条 栃木市農業集落排水基金条例(平成22年栃木市条例第91号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条中栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例第2条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(栃木市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

2 下水道特別会計及び農業集落排水特別会計に係る平成29年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

議案第 1 1 2 号

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日 提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例

栃木市文化会館条例（平成22年栃木市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「及び第7条」を「、第7条及び第15条から第17条まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成22年栃木市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1, 239人」を「1, 216人」に改める。

別表中

5	15	55	77	を
4	13	45	64	に、
37	102	342	507 (510)	を
36	100	332	494 (497)	に、
4	4	52	62	を
11	10	130	159 (162)	
87	164	895	1, 221	

			(1, 239)
--	--	--	----------

3	4	43	52
10	10	121	149 (152)
85	162	876	1, 216

改め、同表の備考中「副団長（副団長兼方面隊長）」を「副団長（方面隊長）の欄」に、「副団長兼方面隊副隊長」を「方面隊副隊長」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木市総合計画後期基本計画について

栃木市自治基本条例（平成24年栃木市条例第27号）第30条第1項の規定により、栃木市総合計画後期基本計画を別冊のとおり定めるものとする。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

財産の処分について

次の財産を売却することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

1 財産の表示

種別	地目	面積	所 在
土地	宅地	6,472.94 m ²	栃木市千塚町 1 7 2 4 番

2 売却の方法 随意契約による売却

3 売却予定価格 8 7 , 3 8 4 , 6 9 0 円

4 売却相手 東京都中央区日本橋小伝馬町 2 番地 5 - 9 F

トレーラーハウスデベロップメント株式会社

代表取締役 大原 邦彦

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

とちぎ山車会館

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市万町4番1号

名称 一般社団法人栃木市観光協会

代表者 副会長 大木 和

3 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

とちぎ蔵の街観光館

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市万町 4 番 1 号

名 称 一般社団法人栃木市観光協会

代表者 副会長 大木 和

3 指定期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市倭町駐車場

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市万町 4 番 1 号

名 称 一般社団法人栃木市観光協会

代表者 副会長 大木 和

3 指定期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市大平まちづくり交流センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 宇都宮市宝木本町1474番地5

名称 株式会社大高商事

代表者 代表取締役 高橋 和夫

3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市岩舟農村環境改善センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市岩舟町下津原1585番地

名称 株式会社観光農園いわふね

代表者 代表取締役 荒井 孝一

3 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市いわふねフルーツパークセンター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市岩舟町下津原1585番地

名称 株式会社観光農園いわふね

代表者 代表取締役 荒井 孝一

3 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市岩舟町豊岡354番地1

氏 名 旭岡 宗廣

生年月日 昭和25年1月4日

議案第 1 2 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

住 所 栃木市大平町富田 2 2 7 7 番地

氏 名 林 亨 尊

生年月日 昭和 3 0 年 4 月 5 日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成29年12月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市大平町西野田414番地

氏 名 柏倉 裕

生年月日 昭和28年10月7日